令 和 6 年 度

長 崎 県 公 立 高 等 学 校 入 学 者 選 抜

実　施　要　領

長 崎 県 教 育 委 員 会

令和６年度入学者選抜の主な日程

事項			期日
全日制課程・定時制課程昼間部	前期選抜・離島留学特別選抜	前期選抜・離島留学特別選抜実施計画書の提出　［高→県］	9月29日（金）まで
		県外からの入学志願に関する特殊事情承認願受付(全日制のみ)	12月 1日（金）～ 12月20日（水）
		入学願書受付　［中→高］ 調査書・成績一覧表提出　［中→高］	1月12日（金）～1月18日（木）15:00まで
		前期選抜・離島留学特別選抜志願者数　Ｗｅｂ入力［高→県］	1月18日（木）16:00まで
		志願状況の公表	1月19日（金）12:00
		検査（各高校の検査方法による）	2月 1日（木）　※2日間実施の場合は1日(木)・2日(金)
		合格者発表	2月 8日（木）14:00
		合格者数報告　Ｗｅｂ入力［高→県］	2月 9日（金）10:30まで
		前期選抜・離島留学特別選抜の結果に関する報告　一部Ｗｅｂ入力［高→県］	2月16日（金）まで　※Web入力による報告は16:00まで
	後期選抜	連携型中高一貫教育に係る選抜の作文実施計画書の提出　［高→県］	11月 9日（木）まで
		面接実施計画書の提出　［高→県］	1月12日（金）まで
		県外からの入学志願に関する特殊事情承認願受付(全日制のみ) 帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書受付(定時制を含む)	1月19日（金）～ 2月 6日（火）
		入学願書受付　［中→高］ 調査書・成績一覧表提出　［中→高］	2月16日（金）～ 2月22日（木）15:00まで
		入学志願者数等　Ｗｅｂ入力［高→県］	2月22日（木）16:00まで
		志願状況の公表	2月26日（月）12:00
		学力検査	3月 6日（水）・3月 7日（木） ※連携型中高一貫教育に係る検査(作文等)は、3月6日(水)のみ
		合格者発表	3月15日（金）　9:30
		合格者数報告　Ｗｅｂ入力［高→県］	3月15日（金）10:30まで
		入学者選抜の結果に関する報告　一部Ｗｅｂ入力［高→県］	3月22日（金）まで　※Web入力による報告は16:00まで
定時制課程（昼間部を除く）	Ⅰ期選抜	作文実施計画書の提出（Ⅱ期選抜分を含む）［高→県］	11月 9日（木）まで
		面接実施計画書の提出（Ⅱ期選抜分を含む）［高→県］	1月12日（金）まで
		入学願書受付　［中→高］ 調査書・成績一覧表提出　［中→高］	2月16日（金）～2月22日（木）15:00まで
		入学志願者数等　Ｗｅｂ入力［高→県］	2月22日（木）16:00まで
		志願状況の公表	2月26日（月）12:00
		検査（面接、作文等）	3月 6日（水） （学力検査実施校は、3月6日（水）・7日（木））
		合格者発表	3月15日（金）　9:30
		合格者数報告　Ｗｅｂ入力［高→県］	3月15日（金）10:30まで
		入学者選抜の結果に関する報告　一部Ｗｅｂ入力［高→県］	3月22日（金）まで　※Web入力による報告は16:00まで
	Ⅱ期選抜	**入学願書受付**　［中→高］ 調査書・成績一覧表提出　［中→高］	3月15日（金）～3月22日（金）12:00まで
		入学志願者数　Ｗｅｂ入力［高→県］	3月22日（金）16:00まで
		検査（面接、作文）	3月25日（月）
		合格者発表	3月27日（水）　9:30
		合格者数報告　Ｗｅｂ入力［高→県］	3月27日（水）10:30まで
		入学者選抜の結果に関する報告　［高→県］	3月28日（木）まで
通信制課程		**入学願書受付**　［中→高］	3月 4日（月）～3月28日（木）12:00まで
		入学内定通知　［高→本人］	4月 4日（木）まで
		入学内定者の通知　［高→中］	4月 4日（木）まで
		入学許可者数報告　Ｗｅｂ入力　［高→県］	4月15日（月）16:00まで
		指導要録の抄本又は写し、健康診断票 及び歯の検査票の送付　［中→高］	4月22日（月）まで
全日制・定時制		簡易開示期間　［本人→高］	3月18日（月）～4月17日（水）
		簡易開示実施報告　［高→県］	4月24日（水）まで
		入学許可者数報告　Ｗｅｂ入力［高→県］	4月15日（月）16:00まで
		入学許可者通知　［高→中］	4月15日（月）まで
		指導要録の抄本又は写し、健康診断票 及び歯の検査票の送付　［中→高］	入学許可日以降4月22日（月）まで

［　］内は、報告者又は提出者と、その報告先又は提出先の略号を示す。

令和６年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針

１　入学者の選抜について

（１）入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類、および各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。

（２）調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

２　学力検査問題について

（１）前期選抜の基礎学力検査問題、後期選抜の学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。

①　学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。

②　基礎的・基本的な問題を中心に出題するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。

（２）全日制課程及び定時制課程昼間部における前期選抜の基礎学力検査の実施教科は、国語、数学、英語の３教科とし、後期選抜の学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の５教科とする。

また、定時制課程（昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

３　入学者選抜方法について

（１）全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜について

①　全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において、特色選抜と文化・スポーツ特別選抜の両方、又は、特色選抜のみを実施する。

②　前期選抜における募集定員は、原則として全募集定員の５％から５０％の範囲で各高校が学科別に定める。

③　特色選抜は、各高校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該高校で学ぶ意欲を持つ者が志願する。文化・スポーツ特別選抜は、文化・スポーツの各種大会等で優れた実績を有する者又は部活動で優れた資質や能力を有する者で、入学後も継続的に活動を希望する者が志願する。

④　調査書その他必要な書類のほか、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題（文化・スポーツ特別選抜はプレゼンテーションを除く）の中から各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行う。なお、検査方法は、複数の方法を選択することができる。また、調査書その他必要な書類及び各高校で定めた検査について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

（２）全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜について

①　全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において実施する。

②　後期選抜における募集定員は、全募集定員から前期選抜合格者数を減じた数とする。

③　調査書その他必要な書類のほか、学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行う。なお、調査書その他必要な書類、学力検査、面接について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

④　帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。

（３）定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜について

定時制課程（昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校をⅠ期選抜・Ⅱ期選抜の日程に分離して実施する。Ⅰ期選抜の定員は、学科の募集定員の７０％とする。なお、Ⅱ期選抜の定員は、Ⅰ期選抜の合格者数を減じた数とする。

（４）通信制課程に係る選抜について

通信制課程の入学者選抜は、提出された書類の審査により行う。

（５）連携型中高一貫教育に係る選抜について

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として行うことを原則とする。なお、選抜日程は、全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜の日程に準じて行う。

（６）離島留学特別選抜について

離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、志願理由書及び当該高校が定めた検査（全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜における特色選抜に準ずる）の結果を資料として行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、後期選抜に準じて行う。

４　入学者選抜日程について

（１）前期選抜

・入学願書受付期間　令和６年１月１２日（金）から
令和６年１月１８日（木）まで

・検査　令和６年２月　１日（木）
（ただし、２日間で実施する場合は、
２月１日（木）・２日（金）の両日とする。）

・合格者発表　令和６年２月　８日（木）

（２）後期選抜

・入学願書受付期間　令和６年２月１６日（金）から
令和６年２月２２日（木）まで

・学力検査　令和６年３月　６日（水）・７日（木）

・合格者発表　令和６年３月１５日（金）

（３）定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜

・Ⅰ期選抜入学願書受付期間　令和６年２月１６日（金）から
令和６年２月２２日（木）まで

・Ⅰ期選抜の検査　令和６年３月　６日（水）
（ただし、学力検査を実施する場合は、
３月６日（水）・７日（木）の両日とする。）

・Ⅰ期選抜の合格者発表　令和６年３月１５日（金）

・Ⅱ期選抜入学願書受付期間　令和６年３月１５日（金）から
令和６年３月２２日（金）まで

・Ⅱ期選抜の検査　令和６年３月２５日（月）

・Ⅱ期選抜の合格者発表　令和６年３月２７日（水）

（４）通信制課程に係る選抜

・入学願書受付期間　令和６年３月　４日（月）から
令和６年３月２８日（木）まで

・入学内定者通知　令和６年４月　４日（木）までに通知する。

（５）連携型中高一貫教育に係る選抜

・入学願書受付期間　令和６年２月１６日（金）から
令和６年２月２２日（木）まで

・検査　令和６年３月　６日（水）
（ただし、学力検査を実施する場合は、
３月６日（水）・７日（木）の両日とする。）

・合格者発表　令和６年３月１５日（金）

（６）離島留学特別選抜

・入学願書受付期間　令和６年１月１２日（金）から
令和６年１月１８日（木）まで

・検査　令和６年２月　１日（木）
（ただし、２日間で実施する場合は、
２月１日（木）・２日（金）の両日とする。）

・合格者発表　令和６年２月　８日（木）

５　その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和６年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領」による。

令和６年度長崎県公立高等学校入学者選抜

実　施　要　領

長崎県公立高等学校全日制課程、定時制課程及び通信制課程の入学志願者募集及び入学者の選抜は、この要領の定めるところにより実施する。

目　　次

一　全日制課程入学者選抜実施要領 …… **3**
1　募　　集（前期選抜・後期選抜共通） …… 3
1　応募資格
2　募集定員
3　通学区域
2　志願の手続き（前期選抜・後期選抜共通） …… 4
1　志願
2　県内特殊事情証明願
3　県外からの入学志願（「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」等）
4　障害等のある受検者への対応
5　入学願書・写真票及び調査書等の作成・提出等
3　前期選抜　Ａ特色選抜 …… 6
1　実施学科
2　募集定員
3　志願資格
4　志願の手続き
5　選抜の方法及び日程
6　基礎学力検査
7　結果の報告
8　その他
4　前期選抜　Ｂ文化・スポーツ特別選抜 …… １０
1　実施校
2　募集定員
3　通学区域
4　志願資格
5　志願の手続き
6　選抜の方法及び日程
7　結果の報告
8　その他
5　後期選抜 …… １３
1　実施学科
2　募集定員
3　志願資格
4　志願の手続き
5　学力検査
6　面接
7　選抜
8　合格者の発表
9　結果の報告
１０　追検査
6　その他 …… １９
1　入学許可
2　県外への志願
3　併設型中学校生徒の併設型高等学校への入学
4　学力検査等得点の開示

二　定時制課程（昼間部を除く）入学者選抜実施要領 …… **２１**
1　募　　集 …… ２１
1　応募資格
2　募集定員
3　通学区域

2　Ⅰ　期　選　抜 …… ２１
1　入学願書等の受付期間
2　志願の手続き
3　検査の方法及び日程
4　選抜
5　合格者の発表
6　結果の報告
3　Ⅱ　期　選　抜 …… ２４
1　入学願書等の受付期間
2　定員の決定
3　志願の手続き
4　検査の方法及び日程
5　選抜
6　合格者の発表
7　結果の報告
4　そ　の　他 …… ２５
三　定時制課程昼間部入学者選抜実施要領 …… **２６**
四　帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置 …… **２７**
五　通信制課程入学者選抜実施要領 …… **２８**
六　連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要領 …… **２９**
七　離島留学特別選抜実施要領 …… **３１**
八　学校・学科・コース別募集定員、実施内容等一覧 …… **３４**
九　様　　式 …… **６５**

○様式１－１　前期選抜Ａ特色選抜入学願書
○様式１－２　前期選抜Ｂ文化・スポーツ特別選抜入学願書
○様式１－３　離島留学特別選抜入学願書
○様式１－４　後期選抜／定時制Ⅰ期・Ⅱ期選抜／連携型中高一貫教育に係る入学者選抜入学願書
○様式２－１　前期選抜Ｂ文化・スポーツ特別選抜志願理由書
○様式３－１　志願者名簿
○様式３－２　送り状
○様式３－３　受領書
○様式３－４　受検票
○様式３－５　令和６年度長崎県公立高等学校入学者選抜手数料領収証書
○様式３－６　写真票
○様式３－７　（参考様式）合格者受検番号一覧送付文書
○様式４－１　（参考様式）配慮措置申請書
○様式４－２　県内特殊事情証明願
○様式４－３　県外からの入学志願に関する特殊事情承認願（前期志願用）
○様式４－４　県外からの入学志願に関する特殊事情承認願（後期志願用）
○様式４－５　県外からの入学志願に係る保証人届
○様式４－６　欠格条項調査書
○様式４－７　帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書
○様式５－１　追検査受検願
○様式５－２　追検査受検の承認について
○様式５－３　追検査受検許可証
○様式６－１　調査書
○様式６－２　成績一覧表
○様式７－１　離島留学特別選抜志願理由書
○様式７－２　離島留学誓約書
○様式８－１　（参考様式）簡易開示処理表
○様式８－２　簡易開示実施報告書

十　付　　録 …… **１０２**

○付録Ⅰ　長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）
○付録Ⅱ　提出書類一覧（高校からの分を除く）
様式の取得について
○付録Ⅲ　長崎県立高等学校入学者選抜学力検査等得点の開示について
○付録Ⅳ　長崎県公立高等学校一覧

一　全日制課程入学者選抜実施要領

※1と2は前期選抜・後期選抜共通

1　募　　集（前期選抜・後期選抜共通）

1　応　募　資　格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　中学校もしくはこれに準ずる学校（以下「中学校」という）を卒業した者、又は令和６年３月に卒業する見込みの者

(2)　中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める）を修了した者、又は令和６年３月に修了する見込みの者

(3)　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者、又は令和６年３月に修了する見込みの者

(4)　文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、又は令和６年３月に修了する見込みの者

(5)　文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年文部省告示第 58 号）

(6)　就学義務を猶予又は免除された者で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(7)　その他、高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2　募　集　定　員

(1)　募集は、高等学校の学科・コース別に行い、その募集定員は 34～59 ページのとおりとする。

(2)　前期選抜における募集定員は、原則として全募集定員の５％から５０％の範囲で各高等学校が学科別に定める。

(3)　後期選抜における募集定員は、全募集定員から前期選抜の合格者数を減じた数とする。

(4)　専門学科を置く高等学校の校長は、県教育委員会に届け出て、関連のある学科で一括して募集（以下「くくり募集」という）を行うことができる。ただし、令和６年度の入学者選抜において、くくり募集を行うのは、長崎東高等学校のみである。

3　通　学　区　域

(1)　長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「通学区域に関する規則」という）に定めるところによる（付録Ⅰ参照）。ただし、長崎市立長崎商業高等学校の通学区域は長崎市立長崎商業高等学校管理規則に定めるところにより、県全域とする。

(2)　所属通学区域の認定は令和６年１月 11 日現在とする。

(3)　全日制の課程における普通教育を主とする学科（以下「普通科」という）（壱岐高等学校東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校スポーツコース、五島南高等学校夢トライコース及び奈留高等学校を除く）への志願については、次の各号のいずれかに該当する場合は区域内志願とし、その他は区域外志願とする。なお、学校選択制により各市町教育委員会が指定する中学校以外の学校を選択している場合においても、志願者及び保護者の居住地をもとに通学区域を判断することとする。

①　志願者と保護者が、同じ通学区域内に居住していて、その通学区域内の高等学校を志願する場合

②　志願者と保護者が、調整区域に居住していて、通学区域に関する規則（第２条の２）に定める高等学校を志願する場合

③　保護者と住所を異にする志願者が、公立中学校に在学していて、その中学校を含む通学区域内の高等学校を志願する場合

④　保護者と住所を異にする志願者が、国・私立中学校及び特別支援学校の中学部に在学していて、その保護者の現住所を含む通学区域内の高等学校を志願する場合

⑤　旧年度卒業の志願者が、その保護者の現住所を含む通学区域内の高等学校を志願する場合

⑥　「県内特殊事情証明願」（様式４－２）により証明を受けた場合

2　志願の手続き（前期選抜・後期選抜共通）

1　志　　願

(1)　高等学校への入学志願は、前期選抜、後期選抜それぞれ１校に限るものとする。ただし、前期選抜で合格した者は、後期選抜に志願することはできない。

(2)　くくり募集を行う高等学校の関連学科への志願は、１学科志願とみなす。

(3)　２校以上の高等学校に志願をしているときは、高等学校長はその受検を停止させ、また、入学許可後においても入学を取り消すことができる。

2　県内特殊事情証明願

令和６年４月ごろまでに、保護者が転勤等のため、他の通学区域に住所を変更し、移転先の住所を含む通学区域内の高等学校を区域内志願する場合は、「県内特殊事情証明願」（様式４－２）を提出するものとする。なお、様式は県教育委員会のホームページから取得する。

その手続きは、「県内特殊事情証明願」に保護者の「転勤証明」又は移転先の「住民票の写し」等を添えて在籍（又は出身）中学校長に願い出て、次の項により証明を受けるものとする。

(1)　志願者が市町立中学校に在学している場合は、その中学校長及び市町教育委員会

(2)　志願者が県立中学校又は国・私立中学校に在学している場合は、その中学校長

(3)　志願者が旧年度卒業である場合は、その出身中学校長

なお、その証明は、「転勤証明」又は移転先の「住民票の写し」等を添付のうえ、入学願書とともに志願先高等学校長に提出する。

3　県外からの入学志願（「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」等）

前期選抜のＡ特色選抜と、後期選抜において、県外からの入学志願を受け入れる。

(1)　資　　格

1の１の「**応募資格**」（３ページ）を有する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者とする。

①　保護者等（注１）の住所が本県にある者

②　入学時に保護者等が本県に居住する見込みの者

③　保護者等が志願学区内に転住できない場合、保証人（注２）を確保できている者

④　保護者等が居住する県外の自宅から志願する高等学校に通学可能な者

なお、資格③、④によって、県外からの志願者に入学を許可し得る数は、それぞれ各学校の総募集定員の５％以内とし、その割合については、各学校からの申請に基づき、教育長が承認するものとする。ただし、資格③について、直近３ヵ年における入学者数が総募集定員を充足していない場合、特別な場合を除き、１学年２学級以上の学校については最大 10%、１学年１学級の学校については最大 20%を上限に入学を許可することができるものとする。(34～59 ページ参照)

（注１）「保護者等」とは、親権を行う者又は未成年後見人もしくはこれに準ずる者（祖父母や親戚）として教育長が認める者をいう。

（注２）「保証人」とは、志願学区内に居住する成年者で、入学後に生徒の日常生活に関わりを有することができ、別途定める「保証人に関する取扱要綱」により教育長が認める者をいう。

(2)　志願の手続き

県外からの入学を志願する場合は、まず、前期選抜のＡ特色選抜は令和５年 11 月 24 日（金）までに、後期選抜は令和６年１月 12 日（金）までに、本県教育庁高校教育課及び志願先高等学校に電話で申し出ること。

前項①又は②の志願者は、「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」（様式４－３・様式４－４、以下「県外特殊事情承認願」という）、及び①又は②を証明するもの（保護者等の本県における住民票の写し又は本県への転勤証明等、保護者に準ずる者については、志願者との続柄・間柄等を証明するもの）を本県教育庁高校教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。

前項③の志願者は、「県外特殊事情承認願」（様式４－３・様式４－４）、「県外からの入学志願に係る保証人届」（様式４―５、以下「保証人届」という）、「欠格条項調査書」（様式４―６）及び保証人届に

記載された保証人の住民票の写しを本県教育庁高校教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。

ただし、次の場合は、その手続きを要しない。

ア　旧年度卒業の志願者で、その保護者が現在本県に居住している者

イ　離島留学制度に係る実施校の該当学科・コース等を志願する者

前項④の志願者は、「県外特殊事情承認願」（様式４－３・様式４－４）、及び④を証明するもの（保護者等の住民票の写し又は通学可能な県外の住所への転勤証明等、保護者に準ずる者については、志願者との続柄・間柄等を証明するもの）を本県教育庁高校教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。

(3)　「県外特殊事情承認願」の手続き等

①　「県外特殊事情承認願」、「保証人届」、「欠格条項調査書」の様式は、入学者選抜実施要領とあわせて県教育委員会のホームページから取得すること。

なお、必要書類の郵送を希望するときは、郵送料（簡易書留料を含む）が必要である。

②　「県外特殊事情承認願」は、在籍（又は出身）中学校長の事実の証明を受けなければならない。

③　「保証人届」は、志願先高等学校長の副申を受けなければならない。

④　「県外特殊事情承認願」の受付期間は、前期選抜のＡ特色選抜を志願する場合は令和５年 12 月１日(金)から令和５年 12 月 20 日(水)まで（必着）、後期選抜を志願する場合は令和６年１月 19 日（金）から２月６日（火）まで（必着）とし、簡易書留で郵送する（返信用の封筒・切手等は不要）。ただし、前期選抜のＡ特色選抜・後期選抜ともに志願する予定の場合は、令和５年 12 月１日(金)から令和５年 12 月 20 日(水)に前期志願用・後期志願用の両方を提出すること。その場合、証明書類は１部で構わない。

⑤　「県外特殊事情承認願」の審査の結果は、本県教育委員会から直接在籍(又は出身)中学校長へ通知する。

⑥　「県外特殊事情承認願」により特殊事情を承認された者は、本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を「入学願書」に添えて、志願先高等学校長に提出する。

⑦　その他の手続きは、県内からの志願に準じる。

(4)　そ　の　他

県外からの志願者についての通学区域は、原則として1の３の「**通学区域**」（３ページ)によるものとする。

４　障害等のある受検者への対応

(1)　障害等があるため、通常の方法による受検が困難と認められる場合、中学校長は入学願書受付期間より前、又は入学願書受付期間に志願先（受付期間より前は志願予定の）高等学校長に対し、受検上必要と考えられる配慮措置について申請を行う。申請は、当該受検者の志願の予定が明らかとなった時点からできるだけ速やかに行うこと。

なお、障害等の種類や程度により、志願の予定が明らかになる以前においても相談の必要があると判断した場合、中学校長は市町教育委員会を通じて県教育庁高校教育課長あて申請を行うこと。

申請にあたっては、いずれの場合も公文書（様式任意）で行うこと。その際、必要に応じて「配慮措置申請書」（様式４－１　参考様式）を使用してもよい。

(2)　申請を受けた高等学校長は、障害等の種類や程度、中学校等における生活状況や指導上の配慮事項等を勘案し、検査方法や検査場等について適切な措置を決定する。決定した措置については、中学校長に公文書で連絡するとともに、検査当日に適切に当該措置を講じるものとする。県教育庁高校教育課との協議を必要と判断するものについては、高等学校長は速やかに公文書にて協議を行った上で、中学校長に公文書で連絡する。

(3)　高等学校長は、実施した配慮措置について県教育庁高校教育課長に報告すること。(報告の詳細については、別途通知する。)

5　入学願書・写真票及び調査書等の作成・提出等

入学者選抜に際して、志願者は入学願書・写真票等を作成し、当該中学校長は、志願者名簿、調査書、成績一覧表等の書類を作成しなければならない。これらの書類の作成に当たっては、事実に反することがないよう正確を期すること。もし虚偽の記載があった場合は、当該高等学校長は、その受検又は合格を取り消すことができる。

なお、調査書、成績一覧表については、中学校長は、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を組織し、慎重に作成するものとする。

また、志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、107 ページを参照する。）

3　前期選抜　Ａ特色選抜

1　実　施　学　科

全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科。実施校については、34～59 ページ参照。

2　募　集　定　員

各高等学校の募集定員は、34～59 ページのとおりとする。

3　志　願　資　格

ーの1の１の要件を満たし、かつ、各高等学校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該高等学校で学ぶ意欲を持つ者とする。なお、各高等学校が示す育成したい生徒像・求める生徒像は、34～59 ページを参照すること。

ただし、前期選抜のＡ特色選抜とＢ文化・スポーツ特別選抜を同時に志願することはできない。

4　志願の手続き

［１］　入学願書・写真票及び選抜手数料

(1)　入学志願は、１校１学科（コース）に限るものとする。

(2)　志願者は、前期選抜Ａ特色選抜入学願書（様式１－１）及び写真票（様式３－６）を作成する。様式は在籍（又は出身）中学校又は志願先高等学校で配付する。中学校又は志願先高等学校は、県教育委員会のホームページから様式を取得し、配付のこと。また、志願先の高等学校が求める様式があれば、その高等学校に問い合わせること。

(3)　志願者は、選抜手数料（2,200 円）を納付するものとする。

(4)　志願者は、前期選抜Ａ特色選抜入学願書・写真票に選抜手数料を添えて、中学校長に提出する。

［２］　志願者名簿の作成

(1)　中学校長は、所定の志願者名簿（様式３－１）を作成する。

(2)　志願者名簿は、志願先高等学校ごとに作成する。また、選抜ごとに作成すること。

［３］　調査書及び成績一覧表の作成

(1)　中学校長は、志願者の調査書（様式６－１、県教育委員会のホームページから取得）を作成する。調査書は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、94～95 ページを参照する。）

(2)　中学校長は、成績一覧表（様式６－２、県教育委員会のホームページから取得）を作成する。成績一覧表は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、97 ページを参照する。）なお、旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。

［４］　入学願書・調査書等の提出

中学校長は、志願者から提出された入学願書、写真票その他志願先の高校が求める様式と選抜手数料に、下記に示す書類を添えて、志願先高等学校長に提出する。

a　志願者名簿　※選抜ごとに作成する。
b　調査書
　調査書は、令和５年 12 月末日現在で作成する。
c　成績一覧表
d　送り状（様式３－２）　※選抜ごとに作成する。

［５］　入学願書・調査書等の受付期間

入学願書、調査書等の受付期間は、１月 12 日（金）から１月 18 日（木）まで（必着）とし、受付時間は９時から 16 時（最終日は 15 時）までとする。

なお、入学願書・調査書等を郵送する場合は必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

［６］　高等学校の入学願書・調査書等の受理

(1)　志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式３－３）及び受検票（様式３－４）、選抜手数料領収証書（様式３－５）を交付する。

(2)　いったん受理した入学願書・調査書・選抜手数料等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

(3)　高等学校長は、中学校長から送付された入学願書・調査書等に不明な事項や不備なところがあった場合には、入学願書・調査書等を提出した中学校長に説明を求めることができる。

５　選抜の方法及び日程

(1)　検査は、各高等学校において実施する。

(2)　高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、基礎学力検査（国語・数学・英語）、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題の中から選択して実施することができる。

ア　各高等学校の選抜の方法については、34～59 ページを参照すること。

イ　高等学校長が特に必要と認めた場合、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーション、小論文・総合問題の一部を英語で実施することができる。

(3)　高等学校長は、別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、前期選抜実施計画書を作成し、９月 29 日（金）までに、県教育庁高校教育課長に提出するものとする。

(4)　検査期日は、令和６年２月１日（木）とし、日程は各高等学校が実施する選抜方法に応じて各高等学校で計画する。なお、２日間で実施する高等学校の検査期日は、令和６年２月１日（木）、２日（金）とする。

(5)　選　　抜

ア　高等学校長は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類及び検査の結果を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

①　調査書その他必要な書類及び各高等学校で定めた検査について、各高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。

②　家庭状況、性別等によって差別してはならない。

③　身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。

④　健康診断は、原則として行わない。

ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。

⑤　帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。

イ　高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

(6)　選抜に係る日程

事　　項	期　　間	備　　考
入学願書等受付	1月12日(金) ～1月18日(木)	９時から16時まで。 ただし、1月18日(木)は15時までとする。 郵送する場合は、必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うこと。
検査日時	2月1日(木) 9時以降	検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。 ただし、２日間で実施する場合は、1日（木）・2日（金）の両日とする。 また、基礎学力検査を実施する場合は、1日（木）9時40分から10時40分に行うものとする。

(7)　合格者の発表

2月8日(木)14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

(8)　合格とならなかった者の取扱い

ア　前期選抜のＡ特色選抜に志願し、合格とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。

イ　全日制課程の前期選抜のＡ特色選抜に志願し、合格とならなかった者が、全日制課程及び定時制課程の高等学校を志願する場合、選抜手数料は必要としない。ただし、出願に当たっては、必ず前期選抜手数料納付時に交付された選抜手数料領収証書を入学願書に添付するものとする。

６　基礎学力検査

前期選抜で基礎学力検査を課す高等学校の志願者が受検する。

［１］検査場

検査場は、志願先の各高等学校とする。

［２］検査教科及び配点

(1)　検査教科は、国語、数学、英語の３教科とし、合わせて60分で実施する。

(2)　配点については、国語40点、数学40点、英語40点の計120点とする。

［３］検査問題の作成・配付

(1)　検査問題は、県教育委員会において作成する。

(2)　検査問題は、次の基準により作成する。

①　学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。

② 基礎的・基本的な問題を中心に出題するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。

(3) 各検査場への検査問題等の配付については別に示す。

［４］検査の実施

(1) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。

(2) 前項に必要な注意事項は別に示す。

［５］実施期日及び日程

期日及び日程は、次のとおりとする。

時間／期日	9:00	9:00～9:30	9:40～10:40	
2月1日(木)	集　合	点　検 諸 注 意	基礎学力検査	各高等学校が実施する選抜方法により、各高等学校長が定める。

［６］その他

特別の事情が生じた場合は、高等学校長は、直ちにその旨を、県教育庁高校教育課長に報告し、適切な処置をとること。

［７］受検者に対する注意事項

各中学校長及び高等学校長は、受検者に対して、次の注意事項を周知徹底させるものとする。

［検　査　前］

(1) 検査場となる高等学校には受検者への注意事項が掲示してあるので、事前に見ておくこと。

(2) 遅刻すると受検できないことがあるので、早めに登校すること。

(3) 各検査場には必ず受検票を持参すること。

(4) 検査場には、鉛筆（シャープペンシルも可、色鉛筆は不可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規一組（分度器などのついているもの、及び直定規は不可）、コンパスを持参すること。なお、下敷きの使用は、許可されるかどうか受検校にあらかじめ確かめておくこと。

商標以外の文字のある鉛筆や計算機つき時計、辞書機能をもつ機器等、検査の公平をそこなうおそれのある品物や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末などの通信機器等の持参は認めない。

(5) 検査時間は、60 分である。特別な場合を除いては、時間終了まで退出できないので注意すること。

(6) 検査が始まる前に、あらかじめ用便をすませておくこと。検査中、必要のあるときは、手をあげて申し出ること。

(7) 指定された席に着き、机上の番号札のところに自分の受検票をおくこと。

(8) 問題冊子の表紙に記されている注意事項をよく読み、その指示内容に従うこと。

［検　査　中］

(1) 答案は、「始め」の合図で書き始め、それまでは手をつけないこと。

(2) 答案を書く前に、必ず問題冊子及び解答用紙に受検番号を書くこと。氏名や中学校名など示されていないことを書いてはならない。

(3) 答案を書くときは、問題を注意して読み、示されたとおりに書くこと。指定されてないところに書いてはならない。

(4) 問題については、いっさい質問してはならない。ただし、印刷のはっきりしないところがあったら手をあげて申し出ること。

(5) 検査中、話し合い、わき見、音をたてること、声を出して読むことなどをしてはならない。また、用具の貸し借りをしてはならない。

(6)　検査中、からだの具合が悪くなったときは、手をあげて申し出ること。
(7)　時間がきたら、「やめ」の合図で鉛筆をおくこと。

［検　査　後］
時間がきて退出するときは、解答用紙を室外に持ち出してはならない。

7　結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり県教育庁高校教育課長に報告すること。
(1)　前期選抜のＡ特色選抜入学志願者数報告
　１月 18 日（木）16 時までにＷｅｂ入力により報告する。
(2)　前期選抜のＡ特色選抜合格者数報告
　２月９日（金）10 時 30 分までにＷｅｂ入力により報告する。
(3)　前期選抜のＡ特色選抜入学者選抜の結果に関する報告
　下の表の要領により報告する。

事　　項	報　告　期　限	備　　考
基礎学力検査成績状況報告	２月16日（金）16時	Ｗｅｂ報告
前期選抜のＡ特色選抜実施状況報告	２月16日（金）必着	文書報告

（注）文書報告については簡易書留で行うこと。

8　そ　の　他

(1)　連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の応募資格を有する者は、連携高等学校において実施する前期選抜のＡ特色選抜の対象から除く。
(2)　前期選抜のＡ特色選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。

4　前期選抜　Ｂ文化・スポーツ特別選抜

1　実　施　校

全日制課程及び定時制課程昼間部のうち、県教育委員会が定めた高等学校（34～59 ページ、各実施校の適用分野・部活動名については、64 ページ）。

2　募 集 定 員

原則として各高等学校の全募集定員の５％までの範囲で定員を定める。なお、各高等学校の募集定員は、34～59 ページのとおりとする。

3　通 学 区 域

県全域とする。

４　志　願　資　格

ーの1の１の要件を満たし、かつ、文化・スポーツの各種大会等で優れた実績を有する者又は部活動等で優れた資質や能力を有し、学校の特色や求める生徒像に合致する者で、入学後も継続的に活動を希望する者とする（手続きの詳細については、事前に中学校に相談すること）。ただし、前期選抜のＡ特色選抜とＢ文化・スポーツ特別選抜を同時に志願することはできない。

なお、県外からの志願者はＢ文化・スポーツ特別選抜の対象者から除く。

５　志願の手続き

［１］　入学願書・写真票・志願理由書及び選抜手数料

⑴　入学志願は、１校に限るものとする。ただし、学校によっては、第３志望まで学科（コース）を希望できる。

⑵　志願者は、前期選抜Ｂ文化・スポーツ特別選抜入学願書（様式１－２）及び写真票（様式３－６）、前期選抜Ｂ文化・スポーツ特別選抜志願理由書（様式２－１）を作成する。様式は在籍（又は出身）中学校又は志願先高等学校で配付する。中学校又は志願先高等学校は、県教育委員会のホームページから様式を取得し、配付のこと。

⑶　志願者は、選抜手数料（2,200 円）を納付するものとする。

⑷　志願者は、前期選抜Ｂ文化・スポーツ特別選抜入学願書・写真票・前期選抜Ｂ文化・スポーツ特別選抜志願理由書に選抜手数料を添えて、中学校長に提出する。

［２］　志願者名簿の作成

⑴　中学校長は、所定の志願者名簿（様式３－１）を作成する。

⑵　志願者名簿は、志願先高等学校ごとに作成する。また、選抜ごとに作成すること。

［３］　調査書及び成績一覧表の作成

⑴　中学校長は、志願者の調査書（様式６－１、県教育委員会のホームページから取得）を作成する。調査書は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、94～95 ページを参照する。）

⑵　中学校長は、成績一覧表（様式６－２、県教育委員会のホームページから取得）を作成する。成績一覧表は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、97 ページを参照する。）なお、旧年度卒業者は不要とする。

［４］　入学願書・調査書等の提出

中学校長は、志願者から提出された入学願書、写真票、志願理由書と選抜手数料に、下記に示す書類を添えて、志願先高等学校長に提出する。

a　志願者名簿　※選抜ごとに作成する。
b　調査書
　調査書は、令和５年 12 月末日現在で作成する。
c　成績一覧表
d　送り状（様式３－２）※選抜ごとに作成する。

［５］　入学願書・調査書等の受付期間

入学願書、調査書等の受付期間は、１月 12 日（金）から１月 18 日（木）まで（必着）とし、受付時間は９時から 16 時（最終日は 15 時）までとする。

なお、入学願書・調査書等を郵送する場合は必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

［６］　高等学校の入学願書・調査書等の受理

⑴　志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式３－３）及び受検票（様式３－４）、選抜手数料領収証書（様式３－５）を交付する。

(2)　いったん受理した入学願書・調査書・選抜手数料等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

(3)　高等学校長は、中学校長から送付された入学願書・調査書等に不明な事項や不備なところがあった場合には、入学願書・調査書等を提出した中学校長に説明を求めることができる。

6　選抜の方法及び日程

(1)　検査は、各高等学校において実施する。

(2)　高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、基礎学力検査（国語・数学・英語）、面接、実技、作文・小論文・総合問題の中から選択して実施することができる。各高等学校の選抜の方法については、34～59ページを参照すること。

(3)　基礎学力検査については、一の3の６（８～10ページ）に準じて行う。

(4)　高等学校長は、別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、前期選抜実施計画書を作成し、９月29日（金）までに、県教育庁高校教育課長に提出するものとする。

(5)　検査期日は、令和６年２月１日（木）とし、日程は各高等学校が実施する選抜方法に応じて各高等学校で計画する。なお、２日間で実施する高等学校の検査期日は、令和６年２月１日（木）、２日（金）とする。

(6)　選　　抜

ア　高等学校長は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類及び検査の結果を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

①　調査書その他必要な書類及び各高等学校で定めた検査について、各高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。

②　家庭状況、性別等によって差別してはならない。

③　身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。

④　健康診断は、原則として行わない。

ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。

⑤　帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。

イ　高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

(7)　選抜に係る日程

事　　項	期　　間	備　　考
入学願書等受付	１月12日(金) ～１月18日(木)	９時から16時まで。 ただし、１月18日(木)は15時までとする。 郵送する場合は、必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うこと。
検査日時	２月１日(木)９時以降	検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。 ただし、２日間で実施する場合は、１日（木）・２日（金）の両日とする。 また、基礎学力検査を実施する場合は、１日（木）９時40分から10時40分に行うものとする。

(8)　合格者の発表

２月８日(木)14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

(9)　合格とならなかった者の取扱い

ア　前期選抜のＢ文化・スポーツ特別選抜に志願し、合格とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。

イ　全日制課程の前期選抜のＢ文化・スポーツ特別選抜に志願し、合格とならなかった者が、全日制課程及び定時制課程の高等学校を志願する場合、選抜手数料は必要としない。ただし、出願に当たっては、必ず前期選抜手数料納付時に交付された選抜手数料領収証書を入学願書に添付するものとする。

7　結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり県教育庁高校教育課長に報告すること。

(1)　前期選抜のＢ文化・スポーツ特別選抜入学志願者数報告
　１月 18 日（木）16 時までにＷｅｂ入力により報告する。

(2)　前期選抜のＢ文化・スポーツ特別選抜合格者数報告
　２月９日（金）10 時 30 分までにＷｅｂ入力により報告する。

(3)　前期選抜のＢ文化・スポーツ特別選抜入学者選抜の結果に関する報告
　下の表の要領により報告する。

事　　項	報　告　期　限	備　　考
基礎学力検査成績状況報告	２月16日（金）16時	Ｗｅｂ報告
前期選抜のＢ文化・スポーツ特別選抜実施状況報告	２月16日（金）必着	文書報告

（注）文書報告については簡易書留で行うこと。

8　そ　の　他

(1)　連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の応募資格を有する者は、連携高等学校において実施する前期選抜のＢ文化・スポーツ特別選抜の対象から除く。

(2)　前期選抜のＢ文化・スポーツ特別選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。

5　後　期　選　抜

1　実　施　学　科

全日制課程の全学科。

2　募　集　定　員

各高等学校の募集定員は、34～59 ページのとおりとする。ただし、全募集定員から前期選抜の合格者を減じた数とする。

3　志　願　資　格

一の1の１の要件を満たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。

4　志願の手続き

［１］　**入学願書・写真票及び選抜手数料**

(1)　入学志願は、１校に限るものとする。ただし、学校によっては、第３志望まで学科（コース）を希望できる。

(2)　志願者は、後期選抜入学願書（様式１－４）及び写真票（様式３－６）を作成する。様式は在籍（又は出身）中学校又は志願先高等学校で配付する。中学校又は志願先高等学校は、県教育委員会のホームページから様式を取得し、配付のこと。

(3)　志願者は、選抜手数料（2,200 円）を納付するものとする。ただし、全日制課程の選抜手数料をす

でに納付している者については、選抜手数料は必要としない。この場合、必ず前志願先高等学校の選抜手数料領収証書を添付すること。なお、定時制課程昼間部の選抜手数料をすでに納付している者が全日制課程に志願する場合は、選抜手数料の差額（1,250 円）を納付する。

(4)　志願者は、後期選抜入学願書・写真票に選抜手数料を添えて、中学校長に提出する。

［２］　志願者名簿の作成

(1)　中学校長は、所定の志願者名簿（様式３－１）を作成する。

(2)　志願者名簿は、志願先高等学校ごとに作成する。

［３］　調査書及び成績一覧表の作成

(1)　中学校長は、志願者の調査書（様式６－１、県教育委員会のホームページから取得）を作成する。調査書は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、94～95 ページを参照する。）

(2)　中学校長は、成績一覧表（様式６－２、県教育委員会のホームページから取得）を作成する。成績一覧表は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、97 ページを参照する。）なお、旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。

［４］　入学願書・調査書等の提出

中学校長は、志願者から提出された入学願書、写真票と選抜手数料に、下記に示す書類を添えて、志願先高等学校長に提出する。

a　志願者名簿
b　調査書
　　調査書は、令和５年 12 月末日現在で作成する。
c　成績一覧表
d　送り状（様式３－２）

［５］　入学願書・調査書等の受付期間

入学願書、調査書等の受付期間は、２月 16 日（金）から２月 22 日（木）まで（必着）とし、受付時間は９時から 16 時（最終日は 15 時）までとする。

なお、入学願書・調査書等を郵送する場合は必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

［６］　高等学校の入学願書・調査書等の受理

(1)　志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式３－３）及び受検票（様式３－４）、選抜手数料領収証書（様式３－５）を交付する。

(2)　いったん受理した入学願書・調査書・選抜手数料等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

(3)　高等学校長は、中学校長から送付された入学願書・調査書等に不明な事項や不備なところがあった場合には、入学願書・調査書等を提出した中学校長に説明を求めることができる。

５　学　力　検　査

志願者は、特に定める場合を除き、県教育委員会が実施する選抜のための学力検査を受検しなければならない。

［１］検査場

検査場は、志願先の各高等学校とする。

［２］検査教科及び配点

(1)　検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の５教科とする。

(2)　配点は、各教科 100 点とする。

ただし、各高等学校は、県教育委員会の承認を得て、学校や学科等の特色に応じて、特定の教科について学力検査の得点を1.5倍から２倍の範囲で重視する傾斜配点を用いることができる。

［３］検査問題の作成・配付

(1)　検査問題は、県教育委員会において作成する。

(2)　検査問題は、次の基準により作成する。

①　学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。

②　基礎的・基本的な問題を中心に出題するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。

(3)　各検査場への検査問題等の配付については別に示す。

［４］検査の実施

(1)　検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。

(2)　前項に必要な注意事項は別に示す。

［５］実施期日及び日程

期日及び日程は、次のとおりとする。

３　月　６　日　（水）		３　月　７　日　（木）	
時　　間	日　　程	時　　間	日　　程
9:00	集合	9:00	集合
9:00～9:20	点検、注意事項伝達	9:00～9:20	点検、注意事項伝達
9:20	入室、座席決定、受検票点検	9:20	入室、座席決定、受検票点検
9:30	諸注意、問題配付	9:30	諸注意、問題配付
9:40～10:30	**国語**の検査	9:40～10:30	**社会**の検査
10:30	休　　憩	10:30	休　憩
10:50	入室、諸注意、問題配付、音声調整	10:50	入室、諸注意、問題配付
11:00～11:50	**英語**の検査 (11:00～11:10 聞き取りテスト)	11:00～11:50	**数学**の検査
11:50	休　　憩（昼食）	面　　接 （日程の詳細は各高等学校長が定める。）	
12:45	入室、諸注意、問題配付		
12:55～13:45	**理科**の検査		

［６］その他

特別の事情が生じた場合は、高等学校長は、直ちにその旨を、県教育庁高校教育課長に報告し、適切な処置をとること。

［７］受検者に対する注意事項

各中学校長及び高等学校長は、受検者に対して、次の注意事項を周知徹底させるものとする。

［検　査　前］

(1)　検査場となる高等学校には受検者への注意事項が掲示してあるので、事前に見ておくこと。

(2)　遅刻すると受検できないことがあるので、早めに登校すること。

(3)　英語の聞き取りテスト実施中は、原則として遅刻者は入室できないので留意すること。

(4)　各検査場には必ず受検票を持参すること。

(5)　検査場には、鉛筆（シャープペンシルも可、色鉛筆は不可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規一組（分度器などのついているもの、及び直定規は不可）、コンパスを持参すること。なお、下敷きの使用は、許可されるかどうか受検校にあらかじめ確かめておくこと。

　商標以外の文字のある鉛筆や計算機つき時計、辞書機能をもつ機器等、検査の公平をそこなうおそれのある品物や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末などの通信機器等の持参は認めない。

(6)　検査時間は、各教科とも 50 分（英語は聞き取りテスト 10 分を含む）である。特別な場合を除いては、時間終了まで退出できないので注意すること。

(7)　検査が始まる前に、あらかじめ用便をすませておくこと。検査中、必要のあるときは、手をあげて申し出ること。

(8)　毎時間、指定された席に着き、机上の番号札のところに自分の受検票をおくこと。

(9)　問題冊子の表紙に記されている注意事項をよく読み、その指示内容に従うこと。

［検　査　中］

(1)　答案は、「始め」の合図で書き始め、それまでは手をつけないこと。

(2)　答案を書く前に、必ず問題冊子及び解答用紙に受検番号を書くこと。氏名や中学校名など示されていないことを書いてはならない。

(3)　答案を書くときは、問題を注意して読み、示されたとおりに書くこと。指定されてないところに書いてはならない。

(4)　問題については、いっさい質問してはならない。ただし、印刷のはっきりしないところがあったら手をあげて申し出ること。

(5)　検査中、話し合い、わき見、音をたてること、声を出して読むことなどをしてはならない。また、用具の貸し借りをしてはならない。

(6)　検査中、からだの具合が悪くなったときは、手をあげて申し出ること。

(7)　時間がきたら、「やめ」の合図で鉛筆をおくこと。

［検　査　後］

時間がきて退出するときは、解答用紙を室外に持ち出してはならない。

６　面　　接

(1)　高等学校長は、志願者全員に面接を実施する。ただし、やむを得ない事情で面接を実施できない場合、県教育委員会の承認を得るものとする。

　各高等学校長は、別に定める「実施要領」に基づいて、後期選抜（面接）実施計画書を作成し、１月 12 日（金）までに、県教育庁高校教育課長に提出するものとする。

(2)　面接は、別に定める場合を除き３月７日（木）実施の学力検査終了後に行う。

(3)　面接の実施及び結果の取扱いについては、十分な教育的配慮をすること。

(4)　高等学校長は、面接の実施状況を県教育庁高校教育課長に報告しなければならない。

7　選　　抜

(1)　高等学校長は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び学力検査の成績、面接の結果等を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

①　調査書等の必要な書類、学力検査の成績、面接の結果等を選抜の資料として総合的に行う。ただし、調査書その他必要な書類及び学力検査、面接について、各高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。

②　家庭状況、性別等によって差別してはならない。

③　身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。

④　健康診断は、原則として行わない。

ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。

⑤　帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。

(2)　高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

8　合格者の発表

3月15日（金）9時30分に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

9　結 果 の 報 告

［1］入学志願者数等の報告

高等学校長は、入学願書等の受付終了後に、入学志願者数及び学力検査問題配付必要袋数をＷｅｂ入力により2月22日（木）16時までに県教育庁高校教育課長に報告する。なお、入学志願者数等の報告は、問題用紙の配付及び選抜手数料納付確定の基礎資料となるので、当該報告用紙記載の注意事項をよく読み、入力及び記入に誤りのないよう特に注意する。

［2］合格者数報告

高等学校長は、合格者発表後、合格者数をＷｅｂ入力により3月15日（金）10時30分までに報告する。

［3］入学者選抜の結果に関する報告

高等学校長は、入学者選抜の結果について県教育庁高校教育課長に報告する。

報告すべき事項は次のとおりとする。

事　　項	報　告　期　限	備　　考
後期選抜面接の実施状況報告	3月22日（金）必着	文書報告
県外からの入学志願者状況報告	3月22日（金）必着	文書報告
学力検査の実施・採点に関する感想、要望	3月22日（金）必着	文書報告
学力検査成績状況報告	3月22日（金）16時	Ｗｅｂ報告

（注）文書報告については簡易書留で行うこと。

［4］その他

市立長崎商業高等学校及びネットワークトラブルによりＷｅｂ入力ができない学校については、高校教育課に電話連絡をするとともに、Ｗｅｂ入力項目に該当するＷｅｂ様式（校内確認用・ＦＡＸ送信用）により同じ期限内にＦＡＸで報告すること。

１０　追　検　査

インフルエンザ等のやむを得ない理由で後期選抜における学力検査（以下、本検査という）を受検できなかった場合、追検査を受検することができる。

［１］追検査の対象について

(1)　対　象　者

インフルエンザ等、本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査の一部又はすべてにおいて本検査場及び別室での受検が困難な者に限る。

(2)　追検査の対象としては、インフルエンザ等の感染症の他、原則として以下の事由によるものとする。

①　不慮の事故による骨折等、本検査を受検できないと判断された者

②　本検査当日の保護者の葬儀等、本検査の受検ができない相当の理由があると判断された者

［２］受検の申請及び承認

(1)　受検の申請

中学校長は、追検査の受検希望があった場合は直ちに、志願先高等学校長に電話で連絡するとともに、３月７日（木）10 時までに「追検査受検願」（様式５―１）を志願先高等学校長に提出する。さらに中学校長は、３月 12 日（火）12 時まで（土曜日、日曜日は除く）に、「受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）」を志願先高等学校長に提出する。

(2)　受検の承認

志願先高等学校長は、追検査受検を承認したときは、追検査受検を承認する文書（様式５－２）及び追検査受検許可証（様式５－３）を中学校長に交付する。なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

［３］検査場

検査場は、志願先の各高等学校とする。

［４］追検査問題

(1)　追検査問題は小論文とし、県教育委員会において作成する。

(2)　追検査問題の配付等については、別に示す。

［５］追検査の実施期日及び日程

期日及び日程は、次のとおりとする。

３　月　15　日　（金）	
時　　間	日　　程
13:30	集合、点検、注意事項伝達、移動等
13:40	入室、座席決定、受検票等点検
13:50	諸注意、問題配付
14:00～15:00	**追検査（小論文）**
面　　接 （日程の詳細は各高等学校長が定める。）	

［６］選抜

(1)　選抜は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び追検査、面接の結果等を資料として総合的に行うものとし、本検査の受検者とは別に定員枠外で選抜する。

(2)　その他、一の5の７（17ページ）に準じて行う。

［７］合格者の発表

３月21日（木）９時30分に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

［８］追検査についての報告

報告の方法については、別途通知する。報告日時については、以下のとおりとする。

(1)　受検希望者の報告

①　報告Ⅰ［３月７日（木）16時まで］

高等学校長は、受検希望者の有無を、県教育庁高校教育課長にＷｅｂ報告する。

②　報告Ⅱ［３月12日（火）16時まで］

高等学校長は、追検査受検者がいる場合、追検査受検許可者数報告書により、県教育庁高校教育課長にメール報告する。

(2)　実施状況報告

高等学校長は、合格者発表後、実施状況を３月21日（木）10時30分までに、追検査実施状況報告書により、県教育庁高校教育課長にメール報告する。

(3)　結果の報告

高等学校長は、追検査の結果について、県教育庁高校教育課長に報告する。

なお、簡易書留で３月25日（月）までに必着するよう提出しなければならない。

［９］その他

(1)　追検査における受検票及び写真票については、本検査のものを使用する。

(2)　追検査受検者に対する注意事項は、別途配付する。

6　そ　の　他

１　入　学　許　可

(1)　高等学校長は、合格者のうち入学の手続きをした者に対して、入学を許可する。

(2)　高等学校長は入学許可の状況について、Ｗｅｂ入力により４月15日（月）16時までに報告しなければならない。

(3)　高等学校長は入学許可者について、４月15日（月）までに、その生徒の氏名を出身中学校長に通知するものとする。

(4)　中学校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を簡易書留で入学許可日以降、４月22日（月）までに、入学先高等学校長に送付しなければならない。

なお、送付状（鑑）の公印をもって、すべてが原本と相違ないことを証明するものとする。

(5)　入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した高等学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校長に送付する。

２　県外への志願

県内から県外の公立高等学校への志願は、当該都道府県教育委員会の定めるところによる。
この場合、次の点に留意すること。

(1)　志願者は、その志願する都道府県教育委員会に各自で照会し、志願に必要な書類の交付を受けること。

(2)　長崎県教育委員会教育長の承認等が必要な場合は、中学校長を経由して、県教育庁高校教育課長あてに願い出ること。郵送のときは、郵送料（返信料・書留速達料を含む）を添えること。

３　併設型中学校生徒の併設型高等学校への入学

学校教育法施行規則第１１６条の規定により、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒について、入学者の選抜を行わない。

４　学力検査等得点の開示

(1)　開示の請求に係る手続き等は別に示す（付録Ⅲ参照）。

(2)　基礎学力検査の得点及び学力検査の教科別得点及びその合計点を開示する。開示期間は、3月 18 日（月）から 4 月 17 日（水）までとする。高等学校長は、簡易開示実施報告書（様式８－２）により 4 月 24 日（水）までに、県教育庁高校教育課長に報告しなければならない。

※　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。

二　定時制課程（昼間部を除く）入学者選抜実施要領

1　募　　集

1　応　募　資　格

全日制課程に同じ。ただし、一の1の１の要件を満たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。

2　募　集　定　員

各高等学校の募集定員は、60ページのとおりとする。

なお、Ⅰ期選抜における募集定員は、各学科の定員の70％とする。Ⅱ期選抜の募集定員は、全募集定員からⅠ期選抜の合格者数を減じた数とする。

3　通　学　区　域

県全域とする。

2　Ⅰ　期　選　抜

1　入学願書等の受付期間

２月16日（金）から２月22日（木）まで（必着）とし、受付時間は13時から17時（最終日は15時）までとする。

入学願書等を郵送する場合は必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

2　志願の手続き

(1)　入学志願は、１校に限るものとする。なお、公立高等学校の合格者となった者は志願できない。

(2)　２校以上の高等学校に志願をしているときは、高等学校長はその受検を停止させ、また、入学許可後においても入学を取り消すことができる。

(3)　志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、107ページを参照する。）

(4)　志願者は、入学願書（様式１－４）及び写真票（様式３－６）に、選抜手数料（950円）を添え、中学校長に提出する。

なお、すでに前期選抜を志願し合格とならなかった者については、一の3の５の(8)（８ページ）、一の4の６の(9)（12～13ページ）によること。

(5)　中学校長は、入学願書等を志願先高等学校長に提出する。なお、入学願書等に添えて提出する調査書、成績一覧表、志願者名簿、送り状の作成、提出の方法については全日制課程に同じ。

(6)　志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式３－３）及び受検票（様式３－４）、選抜手数料領収証書（様式３－５）を交付する。

また、いったん受理した入学願書・選抜手数料等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

(7)　「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。

(8)　障害等のある受検者への対応については、一の2の４（５ページ）に準じて行う。

3　検査の方法及び日程

(1)　志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。

(2)　検査は、作文及び面接とする。

ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、県教育委員会の承認を得て、作文に代えて全日制と同一問題で学力検査を行うことができる。この場合、志願者が満20歳以上の者（平成16年４月１日までに生まれた者）で、「作文による受検願」を提出した者は、学力検査に代えて作文で受検することができる。

(3)　高等学校長は別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、定時制課程Ⅰ期選抜作文実施計画書及び同面接実施計画書を作成し、それぞれ令和５年11月９日（木）及び令和６年１月12日（金）までに県教育庁高校教育課長に提出する。

なお、各実施計画書の作成及び提出については、Ⅱ期選抜日程分も一括して行うものとする。

(4)　検査期日は、令和６年３月６日（水）とし、次の日程で実施する。

時間／期日	9:00	9:00～9:30	9:40～10:40	11:10～
３月６日(水)	集　合	点　検 諸注意	作　文	面　接

ただし、学力検査を実施する場合、検査問題の作成・配付は、一の5の５[3]（15ページ）に準じて行い、また、全日制と同じ日程（15ページ）で実施する。

なお、「作文による受検願」を提出した者の作文の検査は第１日目に実施する。

(5)　学力検査実施校は次のとおりである。

鳴滝高等学校、佐世保中央高等学校、諫早高等学校、大村高等学校

(6)　検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。

(7)　その他、検査の実施に必要な事項は、一「全日制課程入学者選抜実施要領」に準じて当該高等学校長が定めるものとする。

4　選　　抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び検査の結果を資料として総合的に選抜し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。（一の5の７（17ページ）に準じて行う）。

5　合格者の発表

３月15日（金）９時30分に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

6　結果の報告

(1)　入学志願者数報告

高等学校長は、入学願書の受付終了後に、入学志願者数をＷｅｂ入力により２月22日（木）16時までに報告しなければならない。

(2)　合格者数報告

高等学校長は、合格者発表後、合格者数をＷｅｂ入力により３月15日（金）10時30分までに報告しなければならない。

(3)　入学者選抜結果に関する報告

高等学校長は、入学者選抜の結果について県教育庁高校教育課長に報告する。

報告すべき事項は次のとおりとする。

事　　項	報　告　期　限	備　　考
定時制Ⅰ期選抜実施状況報告	3月22日（金）必着	文書報告
学力検査の実施・採点に関する感想、要望	3月22日（金）必着	文書報告　※
学力検査成績状況報告	3月22日（金）16時	Ｗｅｂ報告　※

（注）※は学力検査を実施した場合に報告する。

（注）文書報告については簡易書留で行うこと。

3　Ⅱ　期　選　抜

1　入学願書等の受付期間

3月15日（金）から3月22日（金）まで（必着）とし、受付時間は13時から17時（最終日は9時から12時）までとする。

入学願書等を郵送する場合は必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

2　定員の決定

Ⅱ期選抜の募集定員は、全募集定員からⅠ期選抜の合格者数を減じた数とする。詳細については各高等学校又は県教育委員会へ問い合わせること。

3　志願の手続き

(1)　入学志願は１校に限るものとする。なお、公立高等学校の合格者となった者は志願できない。

また、全日制課程、定時制課程昼間部、定時制課程夜間部Ⅰ期選抜を受検した者は、その合格発表以前には志願できない。

(2)　志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、107ページを参照する。）

(3)　志願者は、入学願書（様式１－４）及び写真票（様式３－６）に選抜手数料（950 円）を添えて、中学校長に提出する。

なお、全日制課程又は定時制課程（夜間部及び昼間部を含む）の選抜手数料をすでに納付している者については、選抜手数料は必要としない。この場合、必ずすでに納付している選抜手数料領収証書を添付すること。

(4)　全日制課程の選抜手数料をすでに納付している者が志願する場合は、選抜手数料の差額の還付は行わない。

(5)　出身中学校長は、志願者から提出される入学願書・写真票と選抜手数料に次の書類を添えて志願先高等学校長に提出する。なお、いったん受理した入学願書・選抜手数料等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

a　志願者名簿

b　調査書

調査書の記載内容は令和5年12月末日現在でよい。

c　成績一覧表

成績一覧表は、令和5年12月末日現在でよい。

d　送り状（様式３－２）

(6)　「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。

(7)　障害等のある受検者への対応については、一の2の４（５ページ）に準じて行う。

4　検査の方法及び日程

(1)　志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。

(2)　検査は、作文及び面接とする。

(3)　作文及び面接の実施について必要な事項は、二の2の３の(3)（22 ページ）に準ずるものとし、各実施計画書の作成及び提出については、Ⅰ期選抜分の提出時に一括して行うものとする。

(4)　検査期日は、令和６年３月 25 日（月）とし、次の日程で実施する。

３　月　25　日　（月）	
時　　間	日　　程
9:00	集合
9:00～ 9:40	点検、注意事項伝達、移動等、入室、座席決定、受検票等点検
9:40～10:40	作文
11:10～	面接

(5)　検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。

(6)　その他、検査の実施に必要な事項は、一「**全日制課程入学者選抜実施要領**」に準じて当該高等学校長が定めるものとする。

５　選　　抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書及び検査の結果を資料として総合的に選抜し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する（一の5の７（17 ページ）に準じて行う）。

６　合格者の発表

３月 27 日（水）９時 30 分に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

７　結果の報告

(1)　入学志願者数報告

高等学校長は、入学願書の受付け終了後に入学志願者数をＷｅｂ入力により３月 22 日（金）16 時までに報告しなければならない。

(2)　合格者数報告

高等学校長は、合格者発表後に、合格者数をＷｅｂ入力により３月 27 日（水）10 時 30 分までに報告しなければならない。

(3)　入学者選抜結果に関する報告

高等学校長は、入学者選抜の結果について県教育庁高校教育課長に報告する。

なお、簡易書留で３月 28 日（木）までに必着するよう提出しなければならない。

4　そ　の　他

入学許可及び簡易開示については、一の6の１及び４（19～20 ページ）に準じて行う。

三　定時制課程昼間部入学者選抜実施要領

鳴滝高等学校及び佐世保中央高等学校の定時制課程昼間部の入学者選抜は、全日制課程と同様に前期選抜と後期選抜とし、以下のことについては全日制課程とは別に定めるものとする。

１　募　集　定　員

募集定員は、59 ページのとおりとする。

２　通　学　区　域

県全域とする。

３　志願の手続き

(1)　選抜手数料は 950 円とする。

(2)　「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。

四　帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置

全日制課程及び定時制課程昼間部における後期選抜、定時制課程（昼間部を除く）入学者選抜Ⅰ期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜において、次のような特例措置を実施する。

１　対　　象　　者

一の1の１の「**応募資格**」（３ページ）を有する者で、かつ、次の(1)～(3)のいずれかに該当し、日本語習得の状況や学校制度の違いにより入学者選抜において、特例措置が必要であると判断され、県教育委員会の承認を受けた者を対象とする。

(1) 保護者の海外勤務等に伴う外国での在留期間が継続して２年以上の者で、帰国後満６年を経過していない者

(2) 中国等引揚者の子等で、原則として帰国後満６年を経過していない者

(3) 外国籍を有する者で、入国後の在日期間が満３年を経過していない者

２　定　　員

各高等学校において、定員枠外で若干名とする。

３　通　学　区　域

一の1の３の「**通学区域**」（３ページ）の規定によるものとする。

４　志願の手続き

志願者は、「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」（様式４－７　様式は県教育委員会のホームページから取得）を県教育庁高校教育課長あて提出し、あらかじめ県教育委員会の承認を受けなければならない。

(1)　「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」は、まず在籍（又は出身）中学校長の事実の証明を受けなければならない。なお、現地校に在籍するなど証明を受けることが困難な場合は、中学校長の証明に代えて、海外生活を証明する書類又はそれに代わるものを添付する。

(2)　「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」の受付期間は、１月 19 日（金）から２月６日（火）まで（必着）とする。

(3)　「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」の審査の結果は、県教育委員会から直接在籍（又は出身）中学校長へ通知する。

(4)　特例措置の適用を承認された者は、県教育委員会教育長の承認印のある「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」を「入学願書」に添えて、志願先高等学校長に提出する。

(5)　上記の書類以外は、一の5の４（13～14 ページ）によるものとする。

(6)　障害等のある受検者への対応については、一の2の４（５ページ）に準じて行う。

５　検査の方法及び日程

(1)　志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。

(2)　検査は、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文、面接（日本語を含む）を実施する。

(3)　検査期日は、令和６年３月６日（水）とし、次の日程で実施する。

時間／期日	9:00	9:00～9:30	9:40～10:40	面　接 （日程の詳細は各高等学校長が定める。）
３月６日(水)	集　合	点　検 諸 注 意	作　　文	

(4)　検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。

(5)　その他、検査の実施に必要な事項は、当該高等学校長と県教育委員会が協議のうえ、一「**全日制課程入学者選抜実施要領**」に準じて定めるものとする。

６　選　　抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び検査の結果を資料として総合的に選抜し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

７　そ　の　他

この実施要領に定めるもののほか、特別な事情がある場合には、高等学校長と県教育委員会が協議する。

五　通信制課程入学者選抜実施要領

１　応　募　資　格

全日制課程に同じ。ただし、一の1の１の要件を満たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。

２　募　集　定　員

募集定員は、61 ページのとおりとする。

３　志願の手続き

(1)　入学志願は１校に限るものとする。
　また、全日制課程及び定時制課程を受検した者は、その合格発表以前には志願できない。

(2)　書類の提出
　志願者は、次の書類を、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出する。

a　入学願書
b　調査書
c　写真
d　連絡票
e　返信用切手（ｄに貼付）※書類の入手等については、下記の「７その他」を参照すること。

(3)　書類の提出先は次の区分による。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

①　鳴滝高等学校
　長崎市、島原市、諫早市、大村市、五島市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡

②　佐世保中央高等学校
　佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡

(4)　受付期間
　３月４日（月）から３月 28 日（木）まで（必着）とし、受付時間は９時から 16 時（最終日は 12 時）までとする。
　入学願書等を郵送する場合は必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。
　志願先高等学校長は、入学願書等を受理したときは、受領書（様式３－３）を交付する。
　なお、いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。

(5)　「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。

４　入学者選抜及び入学内定

高等学校長は、提出された書類の審査によって入学者の選抜を行い、入学内定は４月４日（木）までに本人及び出身中学校長に通知する。

５　入　学　許　可

一の6の１（19 ページ）に準じて行う。

６　結 果 の 報 告

高等学校長は、入学許可の状況について、Ｗｅｂ入力により、４月 15 日（月）16 時までに報告しなければならない。

７　そ　の　他

入学願書、連絡票は志願先高等学校の所定の様式を用いることとし、写真の大きさや切手の料金についても、志願先高等学校の指示に従うこと。様式の入手方法などの詳細については、志願先高等学校に問い合わせること。

六　連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要領

1　志　願　資　格

次の各号のいずれかに該当する者で、令和６年３月に卒業見込みの者とする。

(1)　佐世保市立宇久中学校に在籍し、宇久高等学校を志願する者

(2)　対馬市立佐須奈中学校、対馬市立比田勝中学校に在籍し、上対馬高等学校を志願する者

(3)　五島市立奈留中学校に在籍し、奈留高等学校を志願する者

(4)　西海市立大崎中学校に在籍し、大崎高等学校を志願する者

(5)　小値賀町立小値賀中学校に在籍し、北松西高等学校を志願する者

2　入学願書等の受付期間

２月 16 日（金）から２月 22 日（木）まで（必着）とし、受付時間は９時から 16 時（最終日は 15 時）までとする。

3　志 願 の 手 続 き

(1)　志願者は下記の書類に選抜手数料(2,200 円)を添え、中学校長に提出する。(写真票の提出は不要とする。)

a　入学願書

b　課題レポート（テーマ・様式等については別途定める）

(2)　中学校長は、志願者から提出される上記書類と選抜手数料に、志願者名簿・送り状を添えて、志願先高等学校長に提出する。(調査書・成績一覧表の提出は不要とする。) なお、いったん受理した入学願書・選抜手数料等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

(3)　障害等のある受検者への対応については、一の２の４（５ページ）に準じて行う。

4　検査の方法及び日程

(1)　検査は、各高等学校において実施する。

(2)　志願者について、作文・小論文及び面接を実施し、学力検査は行わない。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、県教育委員会の承認を得て、作文・小論文に代えて他の全日制と同一問題で学力検査を行うことができる。

(3)　高等学校長は別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、連携型中高一貫教育に係る選抜の作文実施計画書及び同面接実施計画書を作成し、それぞれ令和５年 11 月９日（木）及び令和６年１月 12 日（金）までに県教育庁高校教育課長に提出する。

(4)　検査期日は、令和６年３月６日（水）とし、次の日程で実施する。

時間 / 期日	9:00	9:00 ～ 9:30	9:50 ～ 11:10	11:30 ～ 11:40	12:40 ～
３月６日（水）	集 合	点　検 諸 注 意	作文・小論文	面接要領説明 諸　連　絡	面　接

(5)　学力検査実施校は次のとおりである。

宇久高等学校、上対馬高等学校、奈留高等学校、大崎高等学校、北松西高等学校

５　選　　抜

高等学校長は、中学校長から提出された書類及び検査の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

６　合格者の発表

３月 15 日（金）９時 30 分に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

７　結 果 の 報 告

ーの5の９（17 ページ）に準じて行う。

８　入　学　許　可

ーの6の１（19 ページ）に準じて行う。

９　追　　検　　査

連携型中高一貫教育に係る選抜における学力検査実施校の追検査については、ーの5の 10（18～19 ページ）に準じて行う。

10　そ　　の　　他

(1)　上記以外は、ー「全日制課程入学者選抜実施要領」によるものとする。

(2)　学力検査を実施する場合、上記の「３　志願の手続き」、「４　検査の方法及び日程」、「５　選抜」については、全日制課程入学者選抜ーの5の４（13～14 ページ）、ーの5の５（14～15 ページ）、ーの5の７（17 ページ）に準じて行う。

七　離島留学特別選抜実施要領

１　実　施　校

対馬高等学校国際文化交流科、壱岐高等学校普通科東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校普通科スポーツコース、五島南高等学校普通科夢トライコース、奈留高等学校普通科（Ｅ－アイランド・スクール）

２　募　集　定　員

(1)　壱岐高等学校普通科東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校普通科スポーツコース及び五島南高等学校普通科夢トライコースの定員は、それぞれ 20 名程度とする。

(2)　対馬高等学校国際文化交流科の定員は、40 名とする。

(3)　奈留高等学校普通科（Ｅ－アイランド・スクール）については、44 ページに定める定員の内 10 名程度とする。

３　通　学　区　域

県全域とする。ただし、県外からも志願できるものとする。

４　志　願　資　格

一の1の１の要件を満たし、かつ離島留学特別選抜実施校の各学校が独自に定める要件に該当する者とする。ただし、奈留高等学校を志願する場合、五島市立奈留中学校卒業者（卒業見込みの者を含む）及び旧年度卒業者で五島市奈留町在住の者は、離島留学特別選抜の対象者から除く。なお、各学校が独自に定める要件は、62～63 ページを参照すること。

５　志願の手続き

(1)　入学志願は、１校１学科１コースに限るものとする。

(2)　志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、107 ページを参照する。）

(3)　志願者は、離島留学特別選抜入学願書（様式１－３）、離島留学特別選抜志願理由書（様式７－１）、離島留学誓約書（様式７－２）及び写真票（様式３－６）を作成し、選抜手数料（2,200 円）を添えて中学校長に提出する。

　また、五島高等学校普通科スポーツコースの志願者で、各種大会等での実績を有する者は、その成績結果を離島留学申請書の所定欄に記入し、添付資料があれば提出する。

(4)　中学校長は、志願者から提出される上記書類と選抜手数料に次の書類を添えて、高等学校長に提出する。

　なお、いったん受理した入学願書・選抜手数料等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

a　志願者名簿（様式３－１）※選抜ごとに作成する。
b　調査書（様式６－１）
　　調査書は、令和５年 12 月末日現在で作成する。
c　成績一覧表（様式６－２）※旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。
d　送り状（様式３－２）※選抜ごとに作成する。

(5)　「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。

(6)　高等学校長は、離島留学特別選抜志願理由書等を受理したときは、受領書（様式３－３）及び受検票（様式３－４）、選抜手数料領収証書（様式３－５）を交付する。受検票は、検査の際、志願者が携帯して提示するものとする。

(7)　障害等のある受検者への対応については、**一**の2の４（５ページ）に準じて行う。

６　選抜の方法及び日程

(1)　検査は、各高等学校において実施する。

(2)　高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、基礎学力検査（国語・数学・英語）、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題の中から選択して実施することができる。

ア　各高等学校の選抜の方法については、62～63 ページを参照すること。

イ　高等学校長が特に必要と認めた場合、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーション、小論文・総合問題の一部を英語で実施することができる。

(3)　基礎学力検査については、ーの３の６（８～10 ページ）に準じて行う。

(4)　高等学校長は、別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、離島留学特別選抜実施計画書を作成し、９月 29 日（金）までに、県教育庁高校教育課長に提出するものとする。

(5)　検査期日は、令和６年２月１日（木）とし、日程は各高等学校が実施する選抜方法に応じて各高等学校で計画する。なお、２日間で実施する高等学校の検査期日は、令和６年２月１日（木）、２日（金）とする。

(6)　選　　抜

ア　高等学校長は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類及び検査の結果を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

①　調査書その他必要な書類及び各高等学校で定めた検査について、各高等学校でそれぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。

②　家庭状況、性別等によって差別してはならない。

③　身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。

④　健康診断は、原則として行わない。

ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。

⑤　帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。

イ　高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

ウ　定員不充足の場合は、後期選抜にあわせて、改めて募集する場合もある。志願の際は、離島留学特別選抜志願理由書（様式７－１）を作成し、入学願書等に添えて提出すること。なお、選抜は、ー「全日制課程入学者選抜実施要領」に準じて行う。

(7)　選抜に係る日程

事　　項	期　　間	備　　考
入学願書等受付	１月 12 日(金)～１月 18 日(木)	９時から 16 時まで。 ただし、１月 18 日(木)は 15 時までとする。 郵送する場合は、必ず簡易書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うこと。
検査日時	２月１日(木) ９時以降	検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。 ただし、２日間で実施する場合は、１日（木）・２日（金）の両日とする。 また、基礎学力検査を実施する場合は、１日（木）9 時 40 分から 10 時 40 分に行うものとする。

(8) 合格者の発表

２月８日(木)14 時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。

(9) 合格とならなかった者の取扱い

離島留学特別選抜に志願し、合格とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。なお、その際、選抜手数料は必要としない。

ただし、出願に当たっては、必ず離島留学特別選抜手数料納付時に交付された選抜手数料領収証書を入学願書に添付するものとする。

7　結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり県教育庁高校教育課長に報告すること。

(1)　離島留学特別選抜志願者数報告

1月18日（木）16時までにＷｅｂ入力にて報告する。

(2)　離島留学特別選抜合格者数報告

2月9日（金）10時30分までにＷｅｂ入力にて報告する。

(3)　離島留学特別選抜の結果に関する報告

下の表の要領により報告する。

事　　項	報　告　期　限	備　　考
基礎学力検査成績状況報告	2月16日（金）16時	Ｗｅｂ報告
離島留学特別選抜実施状況報告	2月16日（金）必着	文書報告

（注）文書報告については簡易書留で行うこと。

8　そ　の　他

離島留学特別選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。